

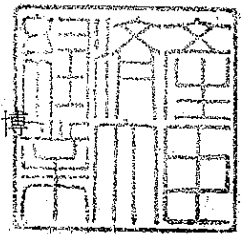
# 経 済 産 業 省

平成18・01・12資第14号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に  
係る審査基準等について

平成18年1月26日

経済産業大臣 二階 俊博



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律（平成12年法律第117号。以下「法」という。）及び原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令（平成12年通商産業省令第153号。以下「財務会計省令」という。）に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法（平成5年法律第88号）第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。

## 第1 申請に対する処分

### (1) 法第5条第1項の規定による実施計画の承認及び変更の承認

法第5条第1項の規定による実施計画の承認及び変更の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 法第4条の最終処分計画に従っていること。
- ② 法第5条第2項各号に掲げる事項が記載されていること。
- ③ 原子力発電環境整備機構（以下「機構」という。）の業務を的確に遂行する上で適正かつ妥当であると認められること。

### (2) 法第6条第3項の規定による概要調査地区の選定に伴う実施計画の変更の承認

法第6条第3項の規定による概要調査地区の選定に伴う実施計画の変更の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 法第4条の最終処分計画に従っていること。
- ② 法第5条第2項第3号に掲げる事項に、概要調査地区の選定に伴う変更がなされていること。

- ③ 法第6条第2項の規定に基づき、概要調査地区が選定されていること。
- ④ 機構の業務を的確に遂行する上で適正かつ妥当であると認められること。
- (3) 法第7条第3項の規定による精密調査地区の選定に伴う実施計画の変更の承認  
法第7条第3項の規定による精密調査地区の選定に伴う実施計画の変更の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。
  - ① 法第4条の最終処分計画に従っていること。
  - ② 法第5条第2項第3号に掲げる事項に、精密調査地区の選定に伴う変更がなされていること。
  - ③ 法第7条第2項の規定に基づき、精密調査地区が選定されていること。
  - ④ 機構の業務を的確に遂行する上で適正かつ妥当であると認められること。
- (4) 法第8条第3項の規定による最終処分施設建設地の選定に伴う実施計画の変更の承認  
法第8条第3項の規定による最終処分施設建設地の選定に伴う実施計画の変更の承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。
  - ① 法第4条の最終処分計画に従っていること。
  - ② 法第5条第2項第3号に掲げる事項に、最終処分施設建設地の選定に伴う変更がなされていること。
  - ③ 法第8条第2項の規定に基づき、最終処分施設建設地が選定されていること。
  - ④ 機構の業務を的確に遂行する上で適正かつ妥当であると認められること。
- (5) 法第13条第1項の規定による拠出金を納付する機構の変更の承認  
法第13条第1項の規定による拠出金を納付する機構の変更の承認に係る審査基準については、同条第3項に承認の基準が規定されている。
- (6) 法第15条第3項の規定による拠出金等の滞納処分の認可  
法第15条第3項の規定による拠出金等の滞納処分の認可に係る審査基準については、当面申請が見込まれないため、審査基準は作成しない。
- (7) 法第17条の規定による最終処分施設の確認  
法第17条の規定による最終処分施設の確認に係る審査基準については、当面申請が見込まれないため、審査基準は作成しない。
- (8) 法第21条第1項の規定による保護区域の指定  
法第21条第1項の規定による保護区域の指定に係る審査基準については、当面指定が見込まれないため、審査基準は作成しない。
- (9) 法第21条第6項の規定による最終処分施設の保護区域内の土地の掘削の許可  
法第21条第6項の規定による最終処分施設の保護区域内の土地の掘削の許可に係る審査基準については、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律施行規則（平成12年通商産業省令第151号。以下「施行規則」という。）第29条に許可の基準が規定されている。
- (10) 法第40条の規定による機構の設立の認可  
法第40条の規定による機構の設立の認可に係る審査基準については、法第41条に認可の基準が規定されている。

なお、法第41条第4号の「経理的及び技術的な基礎」の基準については、それぞれ、以下のとおりとする。

- ① 機構が、発電用原子炉設置者が納付する拠出金及び当該拠出金の運用益を、最終処分業務の資金に充てる見込みがあること。
- ② 機構が、最終処分業務を実施するために必要な技術的能力を有する要員を確保するとともに、技術者の技術的能力の育成・維持・向上を行う見込みがあること。

(11) 法第44条第2項の規定による機構の定款の変更の認可

法第44条第2項の規定による機構の定款の変更の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 変更の内容が、法第34条で規定する機構の目的に反しないこと。
- ② 変更の内容が、法令の規定に適合し、又は法が禁ずる事項に反しないこと。
- ③ 変更についての意思決定の手続きが、適正になされていること。

(12) 法第49条第1項の規定による役員を選任の認可

法第49条第1項の規定による役員を選任の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 選任しようとする役員が、法第46条に規定する役員の職務を的確に遂行する能力を有すると認められること。
- ② 選任しようとする役員が、法第47条に規定する役員の欠格事由に該当しないこと。

(13) 法第49条第1項の規定による役員を解任の認可

法第49条第1項の規定による役員を解任の認可に係る審査基準については、以下のいずれかに該当する場合とする。

- ① 解任しようとする役員が、法第47条に規定する役員の欠格事由に該当すること。
- ② 解任しようとする役員を解任することにより、機構の事業の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(14) 法第50条ただし書きの規定による役員を兼職の承認

法第50条ただし書きの規定による役員を兼職の承認に係る審査基準については、以下に掲げる事項等を総合的に勘案し、判断するものとする。

- ① 役員が営利を目的とする団体の役員となり又は自ら営利事業に従事することにより、法第46条に規定する役員の職務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ② 役員が営利を目的とする団体の役員となり又は自ら営利事業に従事することにより、機構の業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(15) 法第53条第3項の規定による評議員の任命の認可

法第53条第3項の規定による評議員の任命の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 任命しようとする評議員が、特定放射性廃棄物の最終処分についての学識

経験を有すること。

- ② 任命しようとする評議員が、機構の運営に関する重要事項を審議する能力を有すること。

(16) 法第56条第3項の規定による受託特定放射性廃棄物の処分業務の認可

法第56条第3項の規定による受託特定放射性廃棄物の処分業務の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 受託特定放射性廃棄物の処分業務の内容が、法第1条に規定する目的に照らし適正であること。
- ② 受託特定放射性廃棄物の処分業務の計画が的確に実施されることが確実にあり、機構の業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 受託特定放射性廃棄物の処分業務が、機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこと。

(17) 法第57条の規定による最終処分業務の委託の認可

法第57条の規定による最終処分業務の委託の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 委託をしようとする業務の範囲及び委託をすることを必要とする理由が、法第34条に規定する目的に照らし適正であること。
- ② 業務を委託することにより、機構の業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(18) 法第59条の規定による最終処分積立金の取戻しの承認

法第59条の規定による最終処分積立金の取戻しの承認に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 取り戻そうとする最終処分積立金の額が、機構の事業計画及び予算等に照らして適正なものであること。
- ② 最終処分積立金の取戻しにより、機構の業務の的確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。

(19) 法第61条第1項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可

法第61条第1項の規定による業務方法書の認可及び変更の認可に係る審査基準については、業務方法書に原子力発電環境整備機構に関する省令（平成12年通商産業省令第152号）第15条で規定された事項が記載されており、機構の業務の的確に遂行する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。

(20) 法第64条の規定による機構の予算、事業計画及び資金計画の認可及び変更の認可

法第64条の規定による機構の予算、事業計画及び資金計画の認可及び変更の認可に係る審査基準については、予算、事業計画及び資金計画が以下の方針に基づき整理されており、機構の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

- ① 予算

予算には財務会計省令第3条から第6条の規定に基づき記載するものとする。

② 事業計画

事業計画には財務会計省令第10条で規定された事項を記載するものとする。

③ 資金計画

資金計画には財務会計省令第11条で規定された事項を記載するものとする。

(21) 法第65条第1項の規定による財務諸表の承認

法第65条第1項の規定による財務諸表の承認に係る審査基準については、財務諸表が、機構の財務及び経営状況を的確に把握する上で適正かつ妥当であると認められる場合とする。

(22) 法第67条第1項の規定による短期借入金の認可

法第67条第1項の規定による短期借入金の認可に係る審査基準については、短期借入金を必要とする理由、短期借入金の金額、金利及び機構の財務状態等を考慮して、資金の借入により機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがない場合とする。

(23) 法第67条第2項ただし書きの規定による短期借入金の借換えの認可

法第67条第2項ただし書きの規定による短期借入金の借換えの認可に係る審査基準については、借換金を必要とする理由、借換金の金額、金利及び機構の財務状態等を考慮して、資金の借換により機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがない場合とする。

(24) 法第75条第1項の規定による指定法人の指定

法第75条第1項の規定による指定法人の指定に係る審査基準については、以下のとおりとする。

① 民法第34条の規定により設立された法人その他営利を目的としない法人であって、資金管理業務を適切かつ確実に行うことができると認められる経理的及び技術的な基礎を有するものであること。

② 資金管理業務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって資金管理業務の公正な実施に支障を及ぼすおそれがないものであること。

③ 法第83条第1項の規定により指定を取り消され、その取消の日から2年を経過しない者でないこと。

④ 役員のうち次のいずれかに該当する者がいないこと。

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

ロ 法又は法に基づく命令の規定に違反したことにより罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

(25) 法第76条第1項の規定による資金管理業務規程の認可及び変更の認可

法第76条第1項の規定による資金管理業務規程の認可及び変更の認可に係る審査基準については、資金管理業務規程に定めるべき事項が、以下のとおり定め

られ、かつその内容が法第76条第2項各号に適合することとする。

- ① 最終処分積立金の管理の方法
- ② 最終処分積立金の取戻しに関して、取り戻された最終処分積立金の額に相当する金額の支出の確認の方法
- ③ 指定法人の代表者の諮問に応じ、最終処分積立金の運用その他資金管理業務の実施に関する重要事項を調査審議し、及びこれらに関し必要と認める意見を指定法人の代表者に述べるができる積立金運用委員会の設置に関する事項
- ④ 資金管理業務を担当する役員又は職員の行動規範に関する事項
- ⑤ 前各号に掲げるもののほか、資金管理業務に関し必要な事項

(26) 法第77条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可及び変更の認可

法第77条第1項の規定による事業計画書及び収支予算書の認可及び変更の認可に係る審査基準については、事業計画書及び収支予算書が以下の方針に基づき整理されており、当該事業計画書及び収支予算書に基づく資金管理業務が特定放射性廃棄物の最終処分の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないと認められることとする。

① 事業計画書

事業計画書には以下の事項を記載するものとする。

- イ 当該年度の最終処分積立金の管理の方針
- ロ 当該年度の最終処分積立金の取戻しに関する支出確認の方針

② 収支予算書

収支予算書は以下のとおり整理するものとする。

- イ 機構ごとに勘定を設けること。
- ロ 勘定は、積立金勘定、管理費勘定及び両勘定の合計に整理すること。
- ハ 収入の部と支出の部に整理すること。
- ニ 収入の部は、積立金預り金収入、積立金預り金運用収入、積立金預り金取崩収入、積立金事業管理費収入、雑収入及びこれらの合計に整理すること。
- ホ 支出の部は、積立金預り金支出、積立金預り金取戻支出、積立金事業管理費及びこれらの合計に整理すること。

(27) 法第78条の規定による指定法人の資金管理業務の休廃止の許可

法第78条の規定による指定法人の資金管理業務の休廃止の許可に係る審査基準については、指定法人が資金管理業務の全部又は一部を休止し、又は廃止することにより、特定放射性廃棄物の最終処分の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(28) 財務会計省令第7条の規定による債務負担行為の認可

財務会計省令第7条の規定による債務負担行為の認可に係る審査基準については、債務負担行為を必要とする理由、債務負担行為の金額及び機構の財務状態等

を考慮して、債務負担行為により機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(29) 財務会計省令第8条第2項の規定による予算の流用及び予備費の使用の承認

財務会計省令第8条第2項の規定による予算の流用及び予備費の使用の承認に係る審査基準については、予算の流用及び予備費の使用の理由、予算の流用、予備費の金額及び機構の財務状態等を考慮して、予算の流用及び予備費の使用により機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(30) 財務会計省令第9条第1項の規定による支出予算の繰越しの承認

財務会計省令第9条第1項の規定による支出予算の繰越しの承認に係る審査基準については、支出予算の繰越しを必要とする理由、支出予算の繰越しの金額及び機構の財務状態等を考慮して、支出予算の繰越しにより機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこととする。

(31) 財務会計省令第19条第2項の規定による会計規程の承認及び変更の承認

財務会計省令第19条第2項の規定による会計規程の承認及び変更の承認に係る審査基準については、会計規程が、機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがなく、機構の業務の適正かつ確実な実施に支障を及ぼすおそれがないこととする。

## 第2 不利益処分

(1) 法第5条第3項の規定による機構に対する実施計画の変更命令

法第5条第3項の規定による機構に対する実施計画の変更命令に係る処分基準については、同項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、法第4条の最終処分計画に従っており、法第5条第2項に規定する実施計画に掲げる事項が不備なく定められ、かつその内容が機構の業務を的確に遂行する上で適正かつ妥当である場合には、第5条第3項の規定による機構に対する実施計画の変更命令は発動されないものとする。

(2) 法第21条第9項の規定による鉱業権若しくは租鉱権の取消し等

法第21条第9項の規定による鉱業権若しくは租鉱権の取消し等に係る処分基準については、当面処分が見込まれないため、処分基準は作成しない。

(3) 法第22条の規定による掘削等の中止命令等

法第22条の規定による掘削等の中止命令等に係る処分基準については、当面処分が見込まれないため、処分基準は作成しない。

(4) 法第49条第2項の規定による機構の役員の解任命令

法第49条第2項の規定による機構の役員の解任命令に係る処分基準については、同条に命令の基準が規定されている。

(5) 法第49条第3項の規定による機構の役員の解任

法第49条第3項の規定による機構の役員の解任に係る処分基準については、同条に解任の基準が規定されている。

(6) 法第69条の規定による機構に対する監督命令

法第69条の規定による機構に対する監督命令に係る処分基準については、機

構の業務を適正かつ確実に実施させるために必要と認める場合とする。

- (7) 法第76条第3項の規定による指定法人に対する資金管理業務規程の変更命令  
法第76条第3項の規定による指定法人に対する資金管理業務規程の変更命令に係る処分基準については、同項の規定に基づき、個々の事例ごとに判断するものであるが、施行規則第32条各号に規定する資金管理業務規程に定めるべき事項が不備なく定められ、かつその内容が法第76条第2項各号に適合している場合には、同条第3項の規定による指定法人に対する資金管理業務規程の変更命令は発動されないものとする。
- (8) 法第81条の規定による指定法人の役員解任命令  
法第81条の規定による指定法人の役員解任命令に係る処分基準については、同条に命令の基準が規定されている。
- (9) 法第82条の規定による指定法人に対する監督命令  
法第82条の規定による指定法人に対する監督命令に係る処分基準については、法第83条第1項各号（第3号の処分にあつては、法第82条の規定による命令を除く。）に該当する蓋然性が高いものの業務の改善が見込まれる場合その他資金管理業務を適正かつ確実に実施させるために必要と認める場合とする。
- (10) 法第83条第1項の規定による指定法人の指定の取消し  
法第83条第1項の規定による指定法人の指定の取消しに係る処分基準については、同項に取消しの基準が規定されている。

#### 附 則

この訓令は、平成18年2月1日から施行する。



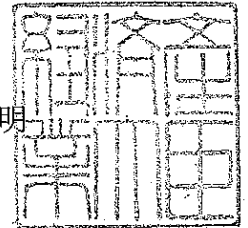
# 経済産業省

平成20・03・06 資第1号

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令を次のように制定する

平成20年3月25日

経済産業大臣 甘利 明



特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に  
係る審査基準等についての一部を改正する訓令

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等について（平成18・01・12資第14号）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律等に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等についての一部を改正する訓令（傍線部分は改正部分）  
○特定放射性廃棄物の最終処分に係る審査基準等について（平成18・01・12資第14号）

改正後	現行
<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号。以下「法」という。)及び原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令(平成12年通商産業省令第153号。以下「財務会計省令」という。)に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法(平成5年法律第8号)第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 法第21条第6項の規定による最終処分施設の保護区域内の土地の掘削の許可 法第21条第6項の規定による最終処分施設の保護区域内の土地の掘削の許可に係る審査基準については、特定放射性廃棄物の最終処分に係る法律施行規則(平成12年通商産業省令第151号。以下「施行規則」という。)第31条に許可の基準が規定されている。</p> <p>(10) (略) ① 機構が、発電用原子炉設置者等が納付する拠出金及び当該拠出金の運用益を、最終処分業務の資金に充てる見込みがあること。 ② (略)</p> <p>(11)～(15) (略)</p>	<p>特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律(平成12年法律第117号。以下「法」という。)及び原子力発電環境整備機構の財務及び会計に関する省令(平成12年通商産業省令第153号。以下「財務会計省令」という。)に基づく経済産業大臣の処分に係る行政手続法(平成5年法律第8号)第5条第1項の規定による審査基準及び第12条第1項の規定による処分基準は、次のとおりとする。</p> <p>第1 申請に対する処分</p> <p>(1)～(8) (略)</p> <p>(9) 法第21条第6項の規定による最終処分施設の保護区域内の土地の掘削の許可 法第21条第6項の規定による最終処分施設の保護区域内の土地の掘削の許可に係る審査基準については、特定放射性廃棄物の最終処分に係る法律施行規則(平成12年通商産業省令第151号。以下「施行規則」という。)第29条に許可の基準が規定されている。</p> <p>(10) (略) ① 機構が、発電用原子炉設置者が納付する拠出金及び当該拠出金の運用益を、最終処分業務の資金に充てる見込みがあること。 ② (略)</p> <p>(11)～(15) (略)</p>

(16) 法第56条第3項の規定による同条第2項第1号の処分業務の認可  
 法第56条第3項の規定による同条第2項第1号の処分業務の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。  
 ① 処分業務の内容が、法第1条に規定する目的に照らし適正であること。  
 ② 処分業務の計画が的確に実施されることが確実であり、機構の業務の確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。  
 ③ 処分業務が、機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこと。

(17) ~ (21) (略)

(22) 法第67条第1項の規定による長期借入金又は短期借入金の認可  
 法第67条第1項の規定による長期借入金又は短期借入金の認可に係る審査基準については、長期借入金又は短期借入金と必要とする理由、長期借入金又は短期借入金の金額、金利及び機構の財務状態等を考慮して、資金の借入により機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがない場合とする。

(23) ~ (31) (略)

第2 (略)

(16) 法第56条第3項の規定による受託特定放射性廃棄物の処分業務の認可  
 法第56条第3項の規定による受託特定放射性廃棄物の処分業務の認可に係る審査基準については、以下のとおりとする。

- ① 受託特定放射性廃棄物の処分業務の内容が、法第1条に規定する目的に照らし適正であること。
- ② 受託特定放射性廃棄物の処分業務の計画が的確に実施されることが確実であり、機構の業務の確な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ③ 受託特定放射性廃棄物の処分業務が、機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがないこと。

(17) ~ (21) (略)

(22) 法第67条第1項の規定による短期借入金の認可

法第67条第1項の規定による短期借入金の認可に係る審査基準については、短期借入金と必要とする理由、短期借入金の金額、金利及び機構の財務状態等を考慮して、資金の借入により機構の経理的基礎に支障を及ぼすおそれがない場合とする。

(23) ~ (31) (略)

第2 (略)